

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が、平成26年11月5日付けで行った行政文書不開示決定処分は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、平成26年10月22日付けで「平成26年8月27日、消生安第687号-1、保有個人情報一部開示決定通知書添付の「復命書」2ページ目の34・35行目 情報提供元 甲府地域センター さん、 さん 調査後、結果の報告をして 氏の要望に対する対応を依頼した の記述に関わる一切の文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、条例第11条の規定に基づき当該行政文書の存否を明らかにしないで行政文書不開示決定処分を行い（以下「本件処分」という。）、平成26年11月5日付け消生安第931号-1をもって申立人に通知した。

3 異議申立て

申立人は、実施機関に対し、平成26年12月17日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議を申し立てた。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、対象文書の全部を開示するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成26年8月27日付け、消生安第687号-1、保有個人情報一部開示決定通知書及び平成26年11月6日付け、消生安第927号-1、保有個人情報一部開示決定通知書添付の復命書（以下「本件復命書」という。）には、申立人の山梨県等に対する要望等が検査当時の応答状況として記載されている上、「情報提供元 甲府地域センター さん、 さん 調査後、結果の報告をして 氏の要望に対する対応を依頼した」と記載してある。また、本件復命書の内容が虚偽でないのであれば、要望

を行ったという事実に関しては、本件復命書が開示されて既に公の事実になっている。

- (2) 申立人が平成26年8月12日付け及び平成26年10月22日付けで2回にわたって、保有個人情報開示請求を行っているが、同開示請求によって開示された本件復命書に明記してある事項の「情報提供元 甲府地域センター さん、 さん 調査後、結果の報告をして 氏の要望に対する対応を依頼した」ことに関する一切の文書に関しては、文書の特定も文書の開示も行われなかった。

このため、申立人は本件請求を行ったが、条例第11条により不開示とされた。

こうした矛盾する行政事務は、条例を盾にしての文字の羅列・言葉遊びによる不開示の理由づけとしか思えず、さらに、条例の恣意的な運用・解釈により、実施機関の不都合（復命書の虚偽記載の疑念）や申立人に対する誹謗、中傷あるいは名誉に関することが記載してあると窺われることを隠蔽する手段としての不開示であって、厳正な条例の運用を求める県民の期待に反する不当かつ不正な行政事務ではないか。

- (3) 平成26年11月5日付け、消生安第928号-1、行政文書不開示決定通知書及び平成26年11月5日付け、消生安第929号-1、行政文書不開示決定通知書の開示しない理由欄の記述（「現地調査の結果について、畜産課（果樹食品流通課）の担当者に対し口頭で報告したため、開示請求に係る文書は作成しておらず、存在しない。」）と照合すれば、甲府地域センターに対する本件文書が存在することは明白である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 存否応答拒否について

開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合がある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている病歴の情報は不開示情報に該当するので、文書は存在するが不開示であると答えてしまうと、当該個人に当該病歴があることが明らかになってしまう。このような場合には、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する必要がある。

また、存否応答拒否が必要な類型の文書については、実際に文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要となる。なぜならば、行政文書が存在する場合に存否を明らかにせず応答を拒否しても、行政文書が存在しない場合に不存在と答えてしまうと、存否応答拒否がされた場合は文書が存在することが開示請求者に推測され得るためである。

2 条例第11条の該当性

本件請求には、特定個人の氏とともに、本件復命書に係る保有個人情報一部開示決定通知書の日付及び記号番号が含まれている。

この記号番号及び文書件名は、実施機関のホームページに公開される予定のものであり、その情報を基に誰でも本件復命書の開示を請求することができる。

本件復命書は、食品表示義務違反の疑いがある個人事業主に対し、聴取調査を行った結果を復命したものであるが、これを開示決定等する場合、氏名や事業所所在地等、調査対象である特定個人が識別できる部分は不開示となるが、調査対象となった食品名や調査内容等は、それ自体不開示情報ではないことから、開示することとなる。

このような行政文書に対し、当該文書に記載された個人を名指しした開示請求があった場合、その存否を答えるだけで当該個人が、食品表示義務違反の疑いで実施機関の調査の対象となったか否かという情報を開示することと同様の結果となる。

そして、かかる情報は、「個人に関する情報」であって、本件請求に含まれる個人の氏と本件復命書の開示により明らかとなる調査内容等の情報を照合することで、特定個人が識別できるものであることから、「…他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるもの」にあたり、条例第8条第1号ただし書きイ、ロ又はハのいずれにも当たらないものであるので同号所定の不開示情報に該当する。

したがって、本件請求に係る行政文書は、その存否を答えるだけで条例第8条第1号所定の不開示情報を開示することになることから、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例第1条は、行政文書の開示を請求する県民の権利を明らかにするとともに、行政文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし県民の県政への理解と信頼を一段と深めるとともに、県民が県政に関する情報を的確に知る権利の尊重に資することにより、県民参画の開かれた県政を一層推進することを目的としている。これを受けて条例第8条は、開示請求があったときは、同条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない旨定めている。

その趣旨は、個人、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護すべき必要があることから、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較考量し、開示しないことに合理的な理由がある情報である不開示情報が記録されていない限り、行政文書を原則開示するという理念を定めたことにある。

2 条例第8条第1号の趣旨

本条は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)の不開示情報としての要件を定めるものである。個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中心部分はいわゆるプライバシーである。しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないことから、条例では、個人の権利利益の保護を十分に図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式(個人識別型)を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報等も含まれることになることから、不開示情報から除かれるべき情報として「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、ただし書の中に限定列挙している。

3 条例第11条の趣旨

本条は、「開示請求に対し、当該請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。その趣旨は、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該行政文書の存在を答えることが不開示情報を開示することと同様の結果となることを避ける点にある。

とはいえ、当該規定は誤用又は濫用のおそれを伴うため、その適用に当たっては慎重でなければならない。

4 存否応答拒否の妥当性について

実施機関は、条例第11条により、存否を答えることで条例第8条第1号に規定する不開示情報が明らかになるとして存否応答拒否を行っていることから、本件請求の存否を答えることが条例第8条第1号に規定する不開示情報を開示することとなるか、以下検討する。

(1) まず、申立人は、本件請求以前に保有個人情報の開示請求を行い、開示された本件復命書の一部分を引用して、本件請求を行っている。しかし、開示請求書に記載されたこの復命書の引用部分には、特定の氏が含まれていたため、請求内容に対する行政文書の存在について応答すれば、特定の氏を持つ者が調査を受けたか否か及びその者の要望に対する対応を甲府地域センターに依頼したか否かという情報が明らかになる。

(2) 次に、本件請求に係る「請求する行政文書の名称又は内容」欄の記載には、本件復命書にかかる保有個人情報一部開示決定通知書の日付及び文書番号が含まれている。

この文書番号については、所定の文書件名を付して実施機関のホームページ内の「行政文書目録検索」にて公開される予定のものであり、その情報を基に誰でも検索することにより本件復命書の開示請求をすることが可能とな

る。

ここで「復命書」とは、実施機関が作成している「文書事務の手引き」によると、「職員が上司から会議の出席、事務の検査、事件の調査等を命ぜられて旅行した場合において、その経過、内容及び結果について上司に報告するために作成するもの」をいう。

この点、本件復命書は、実施機関の職員が特定の個人事業主に対し、食品表示監視業務における聴取調査を行った結果を上司に報告したものであり、上記復命書の性質から、氏名や事業所所在地等、調査対象となった特定個人が識別できる部分のほか、調査対象となった食品や実施機関の調査内容が記載されている。

仮に本件復命書の開示請求があった場合には、氏名や事業所所在地等、調査対象となった特定個人が識別できる部分は不開示となるものの、調査対象となった食品や実施機関の調査内容は開示することとなる。

- (3) ところで、条例第8条第1号前段に規定する個人識別情報は、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」のほか、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とされている。そして、照合の対象となる「他の情報」の意義については、一般人の知り得る情報（一般人が通常入手しうる情報）と解されており、一般人の知り得る情報の一例として、開示請求に係る行政文書の情報中開示部分等が挙げられる。

本件についてみると、開示請求書別紙記載内容と、本件復命書を照合することにより、特定の食品を取り扱う特定の氏を持つ者が判明することとなる。そして、本件においては、当該氏と食品の組み合わせから特定の個人が限定されることとなるため、特定の個人事業主が食品表示監視業務で聴取調査を受けたか否かという情報（個人識別情報）が明らかになる蓋然性が高い。しかも、当該個人事業主にとって、食品表示監視業務における聴取調査を受けたことは、通常他人に知られたい機微な情報（個人利益侵害情報）であり、当該個人の名誉に重大な関わりを持つ情報でもある。

したがって、本件請求に係る行政文書は、その存否を答えるだけで条例第8条第1号所定の不開示情報を開示することと同様の結果となることから、条例第11条の規定により本件処分を行った実施機関の判断は是認できる。

なお、申立人は「本件復命書の内容が虚偽でないのであれば、要望を行ったという事実に関しては、本件復命書が開示されて既に公の事実になっている。」と主張する。これは、条例第8条第1号ただし書きイの「法令の規定及び慣行により公にされている情報」であると主張しているものと考えられる。

しかし、本件復命書は山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）第14条第1項に基づく開示請求により開示されたものであり、当該開示請求権は「自己を本人とする保有個人情報」についてのみ認められていることから、そのことをもって、条例第8条第1号ただし書きイの「法令の規定又は慣行として公にされている情報」とは認められない。

5 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成27年 1月29日	諮問
平成27年 2月20日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成27年 3月27日	審議
平成27年 5月25日	審議
平成27年 8月 5日	審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員

氏 名	役 職 名	備 考
勝 良三	元代表監査委員	
東條 正人	弁護士	H27.4.1から 会長代理（H27.4.1から）
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
水上 浩一	弁護士	H27.3.31まで 会長（H27.3.31まで）
三好 規正	山梨学院大学大学院法務研究科 教授	会長代理（H27.3.31まで） 会長（H27.4.1から）
八巻 佐知子	弁護士	